

大学共同利用機関法人自然科学研究機構バイオリソース提供料金細則

平成22年4月22日

自機細則第 30 号

(目的)

第1条 この細則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構バイオリソース提供実施規程（平成22年自機規程第83号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、規程第2条の各号に掲げる生物種についてバイオリソースの提供に係る料金の額（以下「手数料等」という。）を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「学術研究機関」とは、文部科学省の定める「科学研究費補助金取扱規程」（昭和40年3月30日文部省告示第110号）第2条第1項各号の「研究機関」をいう。

(手数料等)

第3条 手数料等は、別表1から4のとおりとする。ただし、別表1から4に定めのない場合は、その都度機構長が定めるものとする。

2 学術研究機関以外に提供する場合は、前項に定める額（輸送経費を除く。）の2倍の額とする。

(請求)

第4条 手数料等の請求は、提供した後に行うものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（規程第2条第一号（アサガオ）関係）

区 分		手数料等(円)
種子	提供申請一件当たり	750
	1系統当たり	150
DNA クローン	提供申請一件当たり	1,900
	1クローン当たり	500
	提供経費 (10クローン当たり)	1,400
スクリーニングキット	提供申請一件当たり	1,100
	1キット当たり	7,500
輸送資材費	封筒（小） 1枚当たり	100
	封筒（中） 1枚当たり	100
	封筒（大） 1枚当たり	150
	封筒（特大） 1枚当たり	300
輸送経費		実費額

## 備考

提供経費（10クローン当たり）については、10クローン未満の端数も10クローンとみなす。

別表2（規程第2条第二号（ゼブラフィッシュ）関係）

区 分		手数料等(円)
成魚	提供申請一件当たり	1,400
	1系統当たり	1,900
卵	提供申請一件当たり	1,400
	1系統当たり	2,300
輸送経費（輸送費及び保温資材費）		実費額

別表3（規程第2条第三号（メダカ）関係）

区 分		手数料等(円)
成魚	提供申請一件当たり	2, 500
	1系統当たり	950
卵	提供申請一件当たり	2, 500
	1系統当たり	1, 100
人工受精卵	提供申請一件当たり	2, 500
	1系統当たり	6, 300
孵化酵素	提供申請一件当たり	1, 600
	1系統当たり	1, 500
クローン	提供申請一件当たり	1, 600
	1系統当たり	250
輸送経費（輸送費及び保温資材費）		実費額

別表4（規程第2条第四号（ニホンザル）関係）

区 分		手数料等(円)
生体	提供申請一件当たり	実費相当額
	1頭当たり	実費相当額
組織試料	提供申請一件当たり	実費相当額
	組織試料ごと	実費相当額
輸送経費		実費額